

**台湾向け輸出水産食品の
取扱要綱（案）の概要等について
（第3回説明会）**

2023年11月22日

農林水産省 輸出・国際局 規制対策グループ

目次

1. 台湾の新規制の概要について
2. 取扱要綱(案)の概要について
3. 施設認定について
4. 登録施設について
5. 衛生証明書について
6. 輸出事業者の皆様へ
7. 質疑応答

1. 台湾の新規制の概要について
2. 取扱要綱(案)の概要について
3. 施設認定について
4. 登録施設について
5. 衛生証明書について
6. 輸出事業者の皆様へ
7. 質疑応答

1. 台湾の新規制の概要について

台湾側は、2024年1月1日以降に台湾に輸入される水産食品について

1. 輸出国政府を通じて、取扱施設の登録を申請し、台湾側の承認を受けること
 2. 衛生証明書を添付すること
- を新たに義務付け。

対象のHSコード	品目
03(全て)	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物
1604に該当するもの	魚(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物
1605に該当するもの	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)

取扱施設 (水産食品の供給過程に関わる施設(第3国の施設も含む))

- 養殖施設(海面、陸上)
- 加工施設(加工には、洗浄・内臓の除去・凍結処理・包装等を含む。)
- 水産食品の加工船(もっぱら漁獲又は運搬を行う船舶を除く。)
- 保管施設(冷凍庫、冷蔵庫、倉庫)

目次

1. 台湾の新規制の概要について
- 2. 取扱要綱(案)の概要について**
3. 施設認定について
4. 登録施設について
5. 衛生証明書について
6. 輸出事業者の皆様へ
7. 質疑応答

2. 取扱要綱（案）の概要について

農水省は、台湾側が求める新様式の衛生証明書を発行するため、必要な
手続を定める

「台湾向け輸出水産食品の取扱要綱（案）」（以下、要綱案）

を作成しました。

新様式の衛生証明書の発行を受けるには、

- ① 我が国から台湾に輸出される食用の水産動物及びそれらの加工品で、
HSコードが03（全て）、1604、1605 に該当するものであり
- ② 要綱案で定める発行要件の全てに適合し
- ③ 要綱案で定める必要書類を提出すること

が、必要です。

目次

1. 台湾の新規制の概要について
2. 取扱要綱(案)の概要について
- 3. 施設認定について**
4. 登録施設について
5. 衛生証明書について
6. 輸出事業者の皆様へ
7. 質疑応答

3. 施設認定について

- ・台湾側の新規制では、日本側の施設認定が必要となります。その施設認定を行うためには、台湾側によるシステム査察の完了が必要となります。
- ・しかし、現時点では台湾側によるシステム査察が完了していないため、当該査察が完了するまでは、輸出促進法に基づく施設認定は実施致しません。
- ・システム査察が完了後（完了日未定）、要綱における（輸出促進法に基づく）施設認定を開始します。（＝認定施設）
開始に当たっては、施設認定に係る手続を要綱に規定するため、要綱改正を行います。

目次

1. 台湾の新規制の概要について
2. 取扱要綱(案)の概要について
3. 施設認定について
- 4. 登録施設について**
5. 衛生証明書について
6. 輸出事業者の皆様へ
7. 質疑応答

4. 登録施設について

現在台湾側に登録が承認された施設は登録施設として、施設認定の手続を定めるまで、「衛生証明書の発行を可能とする施設」として扱います。

要綱案「4 その他(5) 登録施設の取扱い」

〔登録施設については、本要綱に基づく施設認定を定めるまでの間、3(1)に係る証明書の発行を可能とする施設として取り扱うこととする。〕

要綱案では、以下4つの施設を定めています。

【加工施設】

台湾向け輸出水産食品を加工（包装、凍結、冷却、内臓除去、切り身、むき身等（単なる保管を除く。））する施設。当該加工を行う船舶を含む。

【保管施設】

台湾向け輸出水産食品を保管する施設
（加工及び養殖を除き、保管のみを行う施設）

【養殖施設】

台湾向け輸出水産食品を養殖する施設

【登録施設】

台湾向け輸出水産食品を最終加工する加工施設、最終保管する保管施設及び最終養殖する養殖施設であって、台湾向け輸出水産食品の輸出実績がある施設として、台湾側に登録が承認された加工施設、保管施設及び養殖施設

4. 登録施設について

要綱案の登録施設として台湾側に登録が承認されるには、以下3つの条件を満たす必要があります。

1. 新規規制施行までに台湾向けに水産食品の輸出実績（台湾における輸入実績）がある施設である。
2. 当該施設等の情報と関連書類を農水省に提供し、農水省の確認を受ける。
3. 台湾側による審査を受け、承認を得る。

上記の条件を満たさない施設は、台湾側のシステム査察の完了と、要綱案の改正^{*}をお待ち頂く必要があります。

※輸出促進法に基づく施設認定に係る手続を定めるための改正

（参考）登録施設の一覧（令和5年11月20日時点）」

養殖施設：<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/tw2210-20.pdf>

加工施設：<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/tw2210-18.pdf>

保管施設：<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/tw2210-17.pdf>

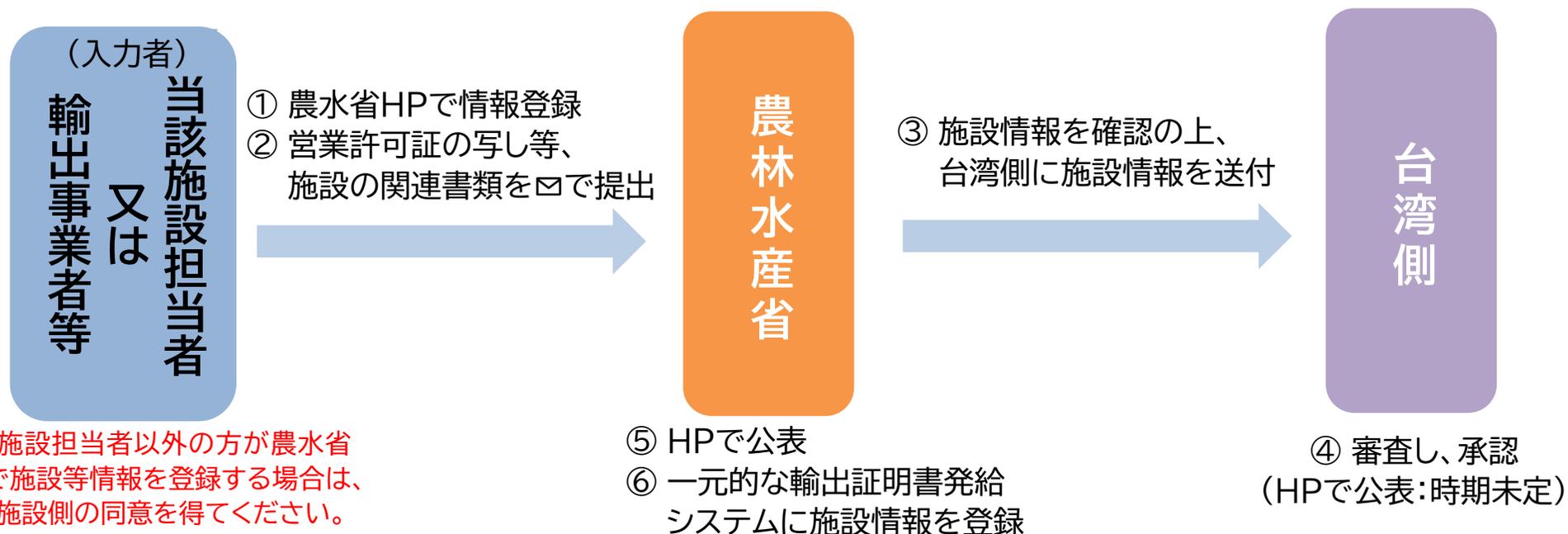
4. 登録施設について(参考:要綱外)

要綱案の登録施設に関する手続は、従前同様、規制対策グループが行います。

具体的には、以下フローを予定しております。

輸出実績がある施設等の情報は、以下農水省HPからご提供下さい。

(<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/tw2210.html>)



目次

1. 台湾の新規制の概要について
2. 取扱要綱(案)の概要について
3. 施設認定について
4. 登録施設について
- 5. 衛生証明書について**
6. 輸出事業者の皆様へ
7. 質疑応答

5. 衛生証明書について

現行の2つの様式は、1つの新様式に変わります。

現行は2つの様式

活貝

【申請先】
水産庁加工流通課等

活以外の
貝

【申請先】
地方農政局等

水産食品（貝類
以外）は不要



新規制施行以降は1つの様式

水産食品

【新たに記載が必要となる項目】

- ・ 施設番号
- ・ 保管施設
- ・ 輸送時の温度
- ・ バッチ番号
- ・ 出港日

※【記載不要となる項目】

船舶名/航空機名、生産日等

【申請先：活貝】
水産庁加工流通課等

【申請先：水産食品(活貝以外)※】
地方農政局等

※ 活魚含む

5. 衛生証明書について

■ 証明書発行手続の概要

○ 発行対象品目

- ・食用の水産動物及びそれらの加工品 (HSコードが03 (全て)、1604、1605に該当するもの)

○ 証明書申請先

- ・水産食品 (活貝以外) : 登録施設又は輸出者の事業所が所在する都道府県を管轄する地方農政局等
- ・活貝: 加工流通課等

○ 発行要件

- ・出港前の貨物であること
- ・申請書 (別紙様式1-1) と添付書類の内容が合致していること
- ・登録施設で取扱われたものであり、申請書類の内容において食品衛生上の問題が認められないこと
- ・台湾側が要求する条件 (別紙様式1-1の誓約事項(8)) を満たすものであること

○ 衛生証明書発行申請書 (別紙様式1-1) に添付が必要となる資料

① インボイスの写し

② パッキング・リストの写し

③ コンテナ番号及び封印番号が確認できる書類

④ 申請者と輸出者が異なる場合、輸出者が作成した委任状

①から③までの書類については、別紙様式1-1 (1. 輸出水産食品の詳細) の内容が確認できる書類の添付のみで可

○ 証明書の発行

証明書発行機関は、提出のあった書類により発行要件に適合しているかどうかを審査した後、問題がないと認められるときは、別紙様式2により、**電子署名を行った電磁的記録による別紙様式2の証明書原本を一元的な輸出証明書発給システムにより発行する。**

5. 衛生証明書について

■衛生証明書発行申請書(別紙様式I-1)の記載事項

- (1) 輸出者名及び住所
- (2) 輸入者名及び住所
- (3) 出港日
- (4) 輸送方法(※アからウまでのいずれか1つにチェック) □ア.航空機 □イ.船舶 □ウ.その他(具体的に記載:)
- (5) 輸送時の温度(※アからウまでのいずれか1つにチェック) □ア.常温 □イ.冷蔵 □ウ.冷凍
- (6) コンテナ番号(※船舶輸送の場合のみ記載すること) ※航空輸送の場合はインボイス番号を記載する可能性がある(協議中)
- (7) 封印番号(※船舶輸送の場合のみ記載すること)
- (8) 原産国(※商品(HSコード6桁で判断した場合)の生産国)
- (9) 商品名称(※商品名や当該商品の内容がわかる一般的な名称を記載すること。
また、貨物に複数の商品を含む場合は(8)から(16)を商品ごとに記載すること。)
- (10) 種名(学名)
- (11) 養殖・生産地域
(※(10)が二枚貝の場合のみ記載。養殖・漁獲された都道府県名、又は原産国名(海外の場合)を記載すること。)
- (12) 養殖施設の名称及び認定番号
- (13) 加工施設の名称及び認定番号
- (14) 保管施設の名称及び認定番号
- (15) バッチ番号(※製品を識別・追跡するための番号(数字や文字)。ロット番号と同様。)
- (16) 数量及び重量

5. 衛生証明書について

■ 衛生証明書発行申請書（別紙様式1-1）の誓約事項

当該輸出水産食品は次の内容を満たすものであることを誓約する。

- (1) 上記の記載事項が正しいこと。
- (2) 出港前の貨物であること。
- (3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。
- (4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請書の記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。
- (5) 当該輸出水産食品に係る入手経路については取引関係書類等で確認できること。
- (6) 食品衛生法に適合し、人の食用に適するものであること。
- (7) 「生産海域における貝毒の監視及び管理措置について」（平成27年3月6日付け26消安第6073号農林水産省消費・安全局長通知）2の（2）に基づく出荷の自主規制の対象となっていないこと。
- (8) 台湾側が要求する以下の条件を満たすものであること。
 - ア. 捕獲から輸送まで台湾の関連法令に沿って衛生的に取り扱われた製品であること。
 - イ. 台湾の法令に沿ったHACCPに基づいて衛生管理が行われている施設由来の製品であること。
 - ウ. 人の健康を害するレベルの病原微生物や有害物質が含まれていないこと。
 - エ. 台湾の法令に基づく衛生基準を満たすこと。（※当面の間、上記アからエまでの「台湾」を「国内」と読み替えることとする。）

5. 衛生証明書について

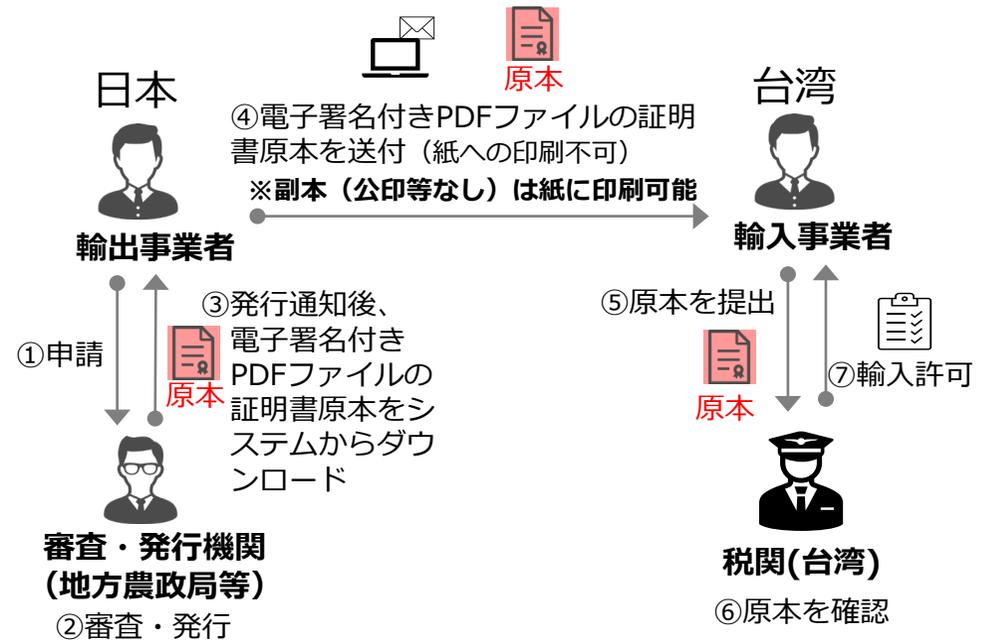
衛生証明書の発行申請方法

一元的な輸出証明書発給システムにより
申請

衛生証明書発行方法

電子署名を行った電磁的記録による証
明書原本を発行 (PDFファイル)

衛生証明書発行フロー



衛生証明書の発行申請から証明書原本のダウンロードまで、一元的な輸出証明書発給システムにより行います。
一元的な輸出証明書発給システムのご利用には、輸出者 (又は代理申請者) が、「**gBizIDプライムアカウントを取得**」と、「**一元的な輸出証明書発給システムの利用申請**」を行う必要があるため、必ず事前に実施して下さい。

なお、gBizIDプライムアカウントの取得には一週間程かかりますので、**gBizIDプライムアカウントをお持ちでない方は余裕を持って事前に取得して下さい。**詳しくは農水省の以下HPをご参照下さい。

https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei_system.html

5. 衛生証明書について

(2023年11月時点)

国発行の様式案

[証明書番号]

MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

HEALTH CERTIFICATE

For animal origin fishery products for human consumption
intended for export from Japan to Taiwan

Reference No:

Exporting country (輸出国) : Japan
Central Competent Authority (中央主管当局) : Ministry of Agriculture, Forestry, and Fisheries
Local competent authority (地方主管当局) :
Destination (目的地) : Taiwan

I. Details identifying the products to be exported (輸出産品の詳細)

- ① Name and address of shipper (輸出者名及び住所) :
- ② Name and address of buyer (輸入者名及び住所) :
- ③ Date of departure on or about (出港日) :
- ④ Means of transportation (輸送方法) :
Aircraft (航空機) Vessel (船) Other (その他) _____
- ⑤ Transportation conditions (輸送時の温度) :
Ambient (常温) Chilled (冷蔵) Frozen (冷凍)
- ⑥ Container number (コンテナ番号) :
- ⑦ Seal number (封印番号) :
- ⑧ Country of origin (原産国) :
- ⑨ Product name (商品名称) :
- ⑩ Species (scientific name) (種名(学名)) :
- ⑪ Harvest/growing location (養殖・生産地域) :
- ⑫ Name and registration number of aquaculture facility (養殖場の名称及び登録番号) :
- ⑬ Name and registration number of processing plant (加工施設の名称及び登録番号) :
- ⑭ Name and registration number of cold store/storage (保管施設の名称及び登録番号) :
- ⑮ Batch number (バッチ番号) :
- ⑯ Quantity and weight (数量及び重量) :

II. The official inspector hereby certifies that the products specified above (審査者は上記製品が以下を満たすことを証明する。) :

農水省HPに掲載中の新様式案と同じです
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/tw2210.html>

(2023年11月時点)

国発行の様式案

[証明書番号]

1. Were caught, handled, landed, prepared, processed, frozen, thawed, packaged, stored, transported hygienically and in compliance with the relevant Taiwan requirements of Act Governing Food Safety and Sanitation. (捕獲から輸送まで台湾の関連法令に沿って衛生的に取り扱われた製品である。)
2. Come from establishments implementing control measures based on the HACCP principles in accordance with Taiwan Act Governing Food Safety and Sanitation. (台湾の法令に沿ったHACCPに基づいて衛生管理が行われている施設由来の製品である。)
3. Do not contain any pathogenic bacteria, harmful substances at levels harmful to human health. (人の健康を害するレベルの病原微生物や有害物質が含まれていない。)
4. Satisfy the health standards laid down in Act Governing Food Safety and Sanitation. (台湾の法令に基づく衛生基準を満たす。)

Name of official inspector (審査者の氏名) :

Title of official inspector (審査者の役職) :

Date of Issue (証明書発行日) :

Signature of official inspector (審査者のサイン) :

Official Stamp (公印)

5. 衛生証明書について(参考:要綱外)

(2023/11月時点)

船長発行の様式案

HEALTH CERTIFICATE

For animal origin fishery products for human consumption
caught by vessels and directly transferred to Taiwan

Reference No:

Exporting country (輸出国): Japan

Destination (目的地): Taiwan

I. Details identifying the products to be exported (輸出商品の詳細)

- ① Name and address of shipper (輸出者名及び住所):
- ② Name and address of buyer (輸入者名及び住所):
- ③ Date of departure (出港日):
- ④ Means of transportation (輸送方法): Vessel
- ⑤ Transportation conditions (輸送時の温度):
 Ambient (常温) Chilled (冷蔵) Frozen (冷凍)
- ⑥ Country of origin (原産国):
- ⑦ Product name (商品名称):
- ⑧ Species (scientific name) (種名(学名)):
- ⑨ Harvest/growing location (養殖・生産地域):
- ⑩ Name and registration number of aquaculture facility (養殖場の名称及び登録番号):
- ⑪ Name and registration number of processing plant (加工施設の名称及び登録番号):
- ⑫ Name and registration number of cold store/storage (保管施設の名称及び登録番号):
- ⑬ Batch number (バッチ番号):
- ⑭ Quantity and weight (数量及び重量):

(2023/11月時点)

船長発行の様式案

II. The captain of the vessel hereby certifies that the products specified above (船長は上記製品が以下を満たすことを証明する。):

1. Were hygienically caught, handled, prepared, processed, frozen, thawed, packaged, stored and landed, and in compliance with the relevant Taiwan requirements of Act Governing Food Safety and Sanitation. (捕獲から輸送まで台湾の関連法令に沿って衛生的に取り扱われた製品である。)
2. The vessel implements control measures based on the HACCP principles in accordance with Taiwan Act Governing Food Safety and Sanitation. (台湾の法令に沿った HACCP に基づいて衛生管理が行われている船舶由来の製品である。)
3. Do not contain any pathogenic bacteria, harmful substances at levels harmful to human health. (人の健康を害するレベルの病原微生物や有害物質が含まれていない。)

Captain of the vessel

Name (氏名)

Title (役職)

Date (日付)

Signature (サイン):

Stamp (印)

5. 衛生証明書について

新様式の衛生証明書の発行申請の受付開始時期について

【(一元的な輸出証明書発給システムによる)新様式の衛生証明書の発行申請の受付及び発行開始日】

- ・2023年12月13日を予定(発給システム稼働日)
- ・農水省HPで6月末までに入力頂いた登録施設は、12月13日から使用可能の予定※
- ・農水省HPで10月末までに入力頂いた登録施設は、12月14日から使用可能の予定※

※台湾側の承認状況によります

【新様式の衛生証明書が必要になる時期】

(台湾側が新規制を2024年1月1日に施行する場合)

2024年1月1日以降に台湾に輸入されるもの

日本を2023年12月に出港し、2024年1月以降に台湾に輸入される船積みや積みを予定される輸出事業者(又は代理申請者)におかれては、2023年11月末迄に、申請予定の証明書発行機関に対して輸出予定情報を連絡し、連携を図ってください。

5. 衛生証明書について

輸出間際の証明書発行申請及び生鮮品輸出の対応について

衛生証明書の発行は、輸出日までに行う必要があります。

申請先における適正な審査及び証明書発行のため、以下に留意してください。

○船便での輸出で、一部の情報（コンテナ番号、封印番号等）が輸出日直前に判明する場合

- 仮書類及び仮情報による仮申請を行い、申請先の仮審査を受けること。
- 最終情報の入手見込み時期を事前に申請先へ共有すること。

○生鮮品等を市場で仕入れた当日に、航空便で輸出する場合

- 閉庁日に衛生証明書の発行が必要な場合を含め、**原則として5営業日前迄**に、申請先に相談すること。
- 申請先に定期的に輸出予定情報を連絡するなど、円滑な証明書発給のために連携を図ること。

目次

1. 台湾の新規制の概要について
2. 取扱要綱(案)の概要について
3. 施設認定について
4. 登録施設について
5. 衛生証明書について
- 6. 輸出事業者の皆様へ**
7. 質疑応答

6. 輸出事業者の皆様へ

2024年以降も台湾向けに水産食品を輸出するために

- 輸出者及び衛生証明書の発行を代理で申請される方は、**gBizIDプライムアカウントの取得と、一元的な輸出証明書発給システムの利用申請**を事前に行って下さい。(詳しくはこちら：https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei_system.html)
- 現時点で**台湾向けに水産食品の輸出実績がない事業者の皆様**は、2023年12月末までに台湾への輸出実績(台湾における輸入実績)ができた場合、当該輸出に関わった施設の情報を農水省HPからご提供下さい。
- 台湾向け水産食品の新規制施行以降の対応(証明書の台湾側への提出方法等)について、**社内や輸入事業者と共有して下さい**。
- 台湾向け輸出水産食品の供給過程に**海外施設が関わる場合**、当該海外施設について海外当局から台湾側に承認申請が行われ、台湾側の承認が得られるよう、海外施設側に依頼してください。

目次

1. 台湾の新規制の概要について
2. 取扱要綱（案）の概要について
3. 施設認定について
4. 登録施設について
5. 衛生証明書について
6. 輸出事業者の皆様へ
- 7. 質疑応答**